

第3章

支え合う安心なまちづくり

施策の大項目 【まちづくりの基本方向】	施策の中項目 【テーマ】	施策の小項目
3 支え合う安心な まちづくり	1 生活福祉	1 地域福祉活動の推進 2 相談体制の充実 3 生活困窮者等への支援
	2 高齢者福祉	1 地域包括ケアシステムの推進 2 介護保険サービスの充実
	3 障害者福祉	1 障害児の療育支援の充実 2 障害者の自立支援の充実 3 障害者の就労の支援

テーマ1 生活福祉



目指す状態 誰もが地域とつながり、安心して暮らせる

テーマをめぐる社会的な状況

- 家族や地域のつながりが希薄になる中、一人一人の抱える問題は複雑化・多様化しています。誰もが地域で安心して生活を送ることができるよう、地域全体で互いに助け合い、支え合う仕組みや活動の活発化が求められています。
- 近年、児童・高齢者・障害者などの個々の問題が、1つの世帯の中で複雑に絡んだケースや、生活ニーズの多様化から、いわゆる「制度の狭間」にあてはまる潜在的な生活困窮者のほか、新型コロナウイルス感染症の影響により仕事を失うなど生活困窮に陥ってしまった人への支援が求められています。

成果指標

■上尾市見守りネットワーク加入企業数

現状値： 151 (平成 31 (2019) 年度末)

目標値： 169 (令和 7 (2025) 年度末)

指標の説明

企業との協定や連携、協力により、地域ぐるみの見守り体制を推進することを目指しこの指標を選定。

目標の根拠

毎年3事業者程度の登録があり、継続して協力事業者を増やすことを目標とする。

■生活保護受給世帯の中学3年生の学習支援事業利用率

現状値： 21.1% (平成 31 (2019) 年度)

目標値： 60% (令和 7 (2025) 年度)

指標の説明

生活保護世帯の学習支援対象者のうち、中学3年生が学習支援事業を利用する率。生活保護世帯の子どもたちが高校等に進学し、その後安定した仕事に就くことを重視し、この指標を選定。

目標の根拠

埼玉県の目標値60%と同数値とする。

まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり

施策1 地域福祉活動の推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《地域福祉》 ● 一人一人の福祉ニーズに対応し、複合的・分野横断的な課題にも対応できるよう、制度ごとのサービス提供に限らず、包括的な支援体制の構築が必要となっています。	● 市民が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの適切な利用を推進するとともに、地域福祉を推進する事業を支援します。(福祉総務課)	● 地域福祉を推進する事業の支援
	● 民生委員・児童委員が地域福祉活動の中核として活動できるよう、研修や環境整備を進めます。(福祉総務課)	● 民生委員・児童委員の活動支援
	● 市民一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を高め、地域福祉活動への市民参加を促進することにより、人材の確保と育成を図ります。(福祉総務課)	● 地域福祉活動・ボランティア活動への参加を促進するための周知啓発及び関係機関と連携した担い手の育成

施策2 相談体制の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《相談体制》 ● 支援を必要とする人が必要な福祉サービスを適切に利用できるよう、気軽に相談できる場やワンストップで対応する仕組みづくりが求められています。	● 介護や認知症、障害、子育てなど、日常生活でのさまざまな困りごとについて、気軽に相談できるよう環境を整備します。(健康福祉部)	● 福祉の総合窓口の設置の検討 ● 地域の人材や各種機関などの窓口の周知・啓発

施策3 生活困窮者等への支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
《生活困窮》 ● さまざまな課題を抱え生活に困窮する人に対して、一人一人の状況に合わせた包括的な支援を行う必要があります。 ● 生活保護から脱却した人が再び生活保護とならないように自立に向けた支援をする必要があります。	● 生活保護に至る可能性がある人の困りごとに係る相談に応じ、安定した生活に向けた支援を行います。(生活支援課)	● 仕事や住まいの確保の相談や支援の実施 ● 生活困窮世帯の子どもの学習の支援
	● 生活保護受給者のそれぞれの実態に応じた支援を実施し、自立を促します。(生活支援課)	● 生活保護受給者に対する生活支援、就労支援、資格取得支援

テーマ2 高齢者福祉



目指す状態 住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられる

テーマをめぐる社会的な状況

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を間近に後期高齢者の急速な増加が見込まれる中、高齢者が地域で安心して自立した暮らしを続けるために、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要となっています。また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることのできる環境が求められています。

成果指標

■介護保険サービス利用者で在宅生活をしている高齢者の割合

現状値： 78.7%（平成31（2019）年度末） **▶** 目標値： 79.0%（令和7（2025）年度末）

指標の説明

介護保険事業状況報告に基づく、介護保険サービス利用者のうち居宅サービス・地域密着型サービス利用者の割合。令和7（2025）年に向け、中・重度の介護度になる可能性のある後期高齢者が増加する見込みであるが、介護予防事業の推進や介護保険サービスの充実、地域の支え合いの仕組みづくり等により、地域で安心して自立した生活を続けることが可能となることから、この指標を選定。

目標の根拠

中・重度の介護度になる可能性の高い後期高齢者が増加すると、在宅生活の割合が減少することが見込まれるが、それを維持または上回る値を目標とする。

【図表】サービス種別毎の介護保険サービス利用者数の推移

	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	H31(2019)	R2(2020)
居宅サービス・地域密着型サービス利用者数	4,880	5,132	6,076	5,854	5,949	6,214
施設サービス利用者数	1,390	1,488	1,497	1,503	1,617	1,680

※認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護利用者は、「施設サービス利用者数」に計上。

まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり

施策1 地域包括ケアシステムの推進

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《地域包括ケア体制》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 身近な地域で高齢者に関するさまざまな相談を受け止め、適切な機関・制度・サービスにつながるとともに、継続的な支援が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合的な相談に応じる体制と、身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括支援センターの機能強化 ● 社会福祉協議会等の関係機関との連携強化による支援体制の充実
<ul style="list-style-type: none"> ● 近隣の助け合いやボランティア等の「互助」の重要性を改めて認識する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の見守りネットワークづくりや地域における生活支援の体制整備などを推進するとともに、「互助」の重要性について啓発・周知します。(福祉総務課・高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域包括ケアシステムの推進
<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療の充実と介護分野や地域のボランティア等の人材を確保・育成する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が適切な医療と介護を地域で受けられるように支援します。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療の充実 ● 介護分野や地域のボランティア等の人材確保
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症に関する知識や対応方法について地域の理解を深めるとともに、認知症の早期発見・早期対応が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症の高齢者が安心して暮らし続けられる環境を整備するため、地域住民の認知症への理解を促すとともに、家族による介護を支援します。(高齢介護課) ● 認知症の本人の希望や必要としていることの把握に努めます。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 啓発活動（認知症サポーター養成講座等） ● タブレット端末を使った認知症予防の推進 ● 本人同士がより良い暮らしについて語り合う「本人ミーティング」の開催
<ul style="list-style-type: none"> ● 認知症、知的障害その他、精神上の障害のある人や、身寄りのない人等、成年後見制度への需要が増大することが見込まれます。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な人が制度を利用できるよう権利擁護支援体制の構築に取り組みます。(健康福祉部) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見制度の利用促進

施策2 介護保険サービスの充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《介護保険》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者が介護を必要とするようになって、地域で安心・安全に暮らし続けていくため、必要なサービスの基盤整備や支援体制の充実が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護を受ける高齢者が地域で安心して暮らし続けられるよう、介護保険サービスの充実を図ります。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護施設の計画的な整備 ● 在宅介護の支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在の介護分野における人材不足は深刻であり、今後、担い手となる現役世代の減少が顕著となる中で、高齢者を支える介護人材の確保が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材の拡充を図り、介護事業所等の円滑な運営を支援します。(高齢介護課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護人材の確保や介護業務の効率化の支援

テーマ3 障害者福祉



目指す状態	障害のある人もない人も、共に生き、支え合う
-------	-----------------------

テーマをめぐる社会的な状況

- 障害の重度化や高齢化が進行し、障害者やその家族には保護者が亡くなった後の将来の生活に対する不安が広がっています。
- ノーマライゼーションの考え方の下、障害に対する理解を促し、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと暮らす社会の実現を目指すことが重要となっています。

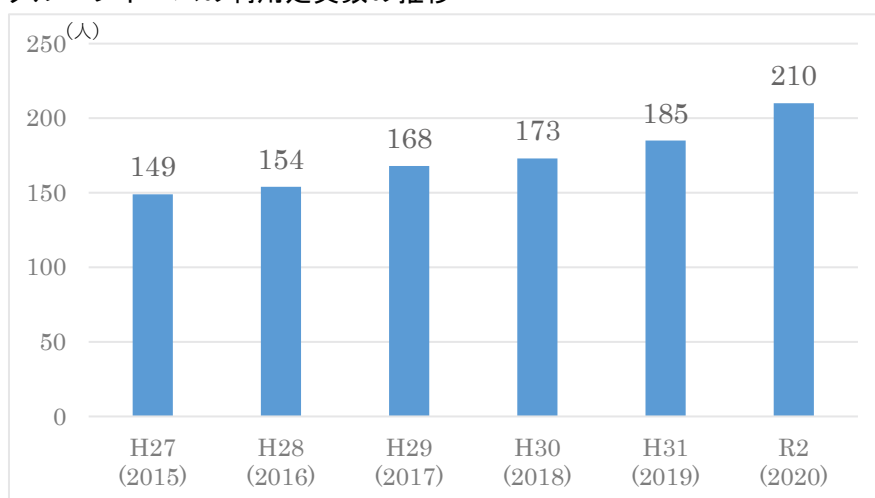
成果指標

■グループホームの利用定員数

現状値： 210人 (令和2(2020)年度)	▶	目標値： 295人 (令和7(2025)年度)
-------------------------	---	-------------------------

指標の説明	目標の根拠
障害者が日常生活上の援助などを受けながら、地域で共同して生活する「生活の場」としてのグループホームの利用定員数。障害者が安心して地域生活を送るための基礎となることから、この指標を選定。	利用定員の実績の伸び率（年平均7%）を踏まえて目標値を設定。

【図表】グループホームの利用定員数の推移



まちづくりの基本方向3 支え合う安心なまちづくり

施策1 障害児の療育支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《療育支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの発達段階に応じた相談や訓練を、希望どおりに受けることができる機会を提供することが求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児の地域生活を支援します。 (発達支援相談センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 発達支援相談センターでの専門員による個別の発達訓練・相談 ● 発達支援専門員による公立・私立の幼稚園、保育所等への巡回支援 ● 障害児が集団生活に適應するための専門員による支援 ● つくし学園での療育訓練
	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害児の受け入れ体制の充実と通園環境の改善を図るとともに、保育園児との自然な交流による共生を育みます。 (発達支援相談センター) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援複合施設の整備・運営
<ul style="list-style-type: none"> ● 近年医療的ケア児が急増しており、医療的ケア児の受け入れ先の確保が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 医療的ケア児の支援やその家族の負担軽減を図ります。 (保育課・発達支援相談センター・障害福祉課・健康増進課・指導課・学校保健課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域での保育や教育の受け入れ体制の整備に向けた協議・検討 ● 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所給付

施策2 障害者の自立支援の充実

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《自立支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者福祉の第一歩は障害について正しく理解することであり、市民の障害への理解を深め、差別や偏見を解消することが必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害について市民に正しい認識をもってもらうための取組を行います。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● リーフレットの配布・研修や出前講座の実施 ● 障害者との交流を目的としたふれあい広場や障害者手づくり市の開催
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者に関する相談は、ケースにより対応が異なることから、きめ細やかな相談支援体制が必要であり、相談支援を担う人材の育成が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者とその家族が抱える問題を解決するため、地域の相談支援体制の質の向上を図ります。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 桶川市・伊奈町とともに共同設置した基幹相談支援センターの機能の充実 ● 障害者生活支援センター、身体障害者・知的障害者相談員等との連携の強化
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が地域で生活するための支援に対するニーズは幅が広いと、個々のニーズに応じたサービスを適切に提供する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が地域において自立した生活を送るための支援をします。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害の特性やニーズに応じた自立支援給付・医療費の助成等の実施 ● 地域生活支援事業等による障害福祉サービスの提供
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が安心して快適に移動するためには、ユニバーサルデザイン及びバリアフリーを考慮した環境の整備が課題となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが安心して快適に生活できる環境を推進します。 (都市整備部) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物や道路・公園など、市全体のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

施策3 障害者の就労の支援

現況と課題	取組の方向	主な事業・取組
<p>《就労支援》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 障害者が就職後も継続して就労できるような支援が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の社会的自立を促進します。 (障害福祉課) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者就労支援センターによる就労を希望する障害者への相談支援や就労後の定着支援
<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者の就労率の向上や給料（工賃）の向上が課題となっています。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者就労施設の製品の品質向上や販売機会の確保の支援 ● 障害者優先調達法に基づく優先調達の推進

